

官庁営繕事業

平成28年度				事後評価	
事業名（箇所名）	中央合同庁舎第8号館	担当課	整備課	事業主体	国土交通省 大臣官房官庁営繕部
		担当課長名	尾崎俊文		
実施箇所	東京都千代田区永田町1-6-1他				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	・敷地： 13,921 m ² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上15階地下3階 ・規模： 51,969 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 25 年度	
総事業費（億円）	200				
目的・必要性	合同庁舎整備と内閣府庁舎の有効活用を一体的に行い、未利用容積の活用を図るとともに、分散している官署を集約化することにより、利用者の利便性向上、公務能率の増進等を図る。				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化はないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・景観性、環境保全性、ユニバーサルデザイン及び耐用・安全性について、特に充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は発現していると考えられるため、現時点で改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	事業評価手法について、防災機能をBCPの視点から適切に評価できるような見直しを検討する。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・本事業は入居官署の特性に適した優れた平面計画と評価できる。 ・本事業はBCPの観点から充実した取組みが行われているが、それを適切に評価できていないのではないかと。 ・施設整備に係る対応方針については意見なしとするが、CS調査の結果から、供用開始後に利用し易さについて課題が生じていることが認められるため、サイン計画の改善等について管理官署と適宜調整されたい。				

施設名： 中央合同庁舎第8号館

事業場所： 東京都千代田区永田町1-6-1他

概要図
(位置図)

